

様式第3号（第6条第1項関係）

杉戸町指令第29号

許 可 証

住 所 埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号
氏 名 クリーンシステム株式会社
代表取締役社長 田 口 幸 隆

平成29年2月28日に申請のあった一般廃棄物処理業については杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号 クリーンシステム株式会社
取扱廃棄物の種別	・事業系一般廃棄物（可燃ごみ） ・特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に定めるもの
収集運搬及び処分の別	収集・運搬
営業の区域	杉戸町内
処 理 料 金	・事業系一般廃棄物（可燃ごみ）… 従量制 ・特定家庭用機器 … 事業計画書による
営業許可期間	平成28年12月12日から平成30年12月11日
条 件	・裏面許可条件のとおり ・食品リサイクル法に基づく食品循環資源の運搬については、杉戸町に届出のある寄居町の株式会社アイル・クリーンテックの施設に運搬すること

平成29年 3月 6日

杉戸町長 古 谷 松 雄



許可条件

- 1 業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則並びに杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則、その他関係法令の規定を守り、かつ、環境衛生上支障を生じないように留意し、必要な措置を講じること。
- 2 業務に使用する車両は、事前に届け出を行い、車体に規定の表示をすること。
- 3 「一般廃棄物処理業務報告書」の提出は、翌月の10日までとする。特定家庭用機器については、契約書等の写しを提出すること。
- 4 一般廃棄物処理業許可申請事項のうち変更のあった場合は、速やかに届け出ること。
- 5 許可条件等に違反したときは、許可を取り消すこともある。
- 6 許可証の有効期間満了又は営業の許可を取り消されたときには、その日から7日以内に許可証を返納しなければならない。
- 7 取り扱い種目は、「杉戸町内」より発生する一般廃棄物（可燃ごみ）及び特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に定めるものとし、産業廃棄物は除くこと。
ただし、一般廃棄物（可燃ごみ）の受け入れ対象品目は下記のとおりとする。
商店、飲食店、会社などの事業所から出るもので塵芥類、紙くず、茶殻等の雑ごみ
- 8 許可の内容は、「杉戸町内」の収集と杉戸町環境センター及び加須市内の特定家庭用機器指定引取場所までの運搬とする。
- 9 一般廃棄物（可燃ごみ）を杉戸町環境センターへ搬入する際は町指定ごみ収集袋（事業用可燃ごみ用）を使用すること。

町指定ごみ収集袋（事業用可燃ごみ用）			
種類	小袋	中袋	大袋
容量	30L	45L	70L
価格	50円	70円	110円

- 10 杉戸町環境センター搬入体制
月曜日から金曜日
搬入時間 午前9時から12時
午後1時から4時
土曜日の搬入については、別途協議する。
- 11 以上により定めなきことは、別に協議する。

